

認知症高齢者等の支援に係る広島県警察本部と広島市の相互連携に関する協定書

広島県警察本部（以下「甲」という。）と広島市（以下「乙」という。）は、次のとおり認知症高齢者等の支援に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、高齢化の急速な進展とともに認知症高齢者やその疑いがある者（以下「認知症高齢者等」という。）の大幅な増加が見込まれる中、認知症高齢者等の早期把握と適切な支援へのつなぎ、認知症高齢者等に関わる交通事故の被害や加害防止、詐欺等犯罪被害の防止、及び発生予防、行方不明時の迅速な対応等において、甲及び乙が相互に連携協力し、広島市内の各警察署と広島市役所及び各区役所の各々の関係部署が認知症高齢者等の支援を効果的に行う体制を整備することにより、認知症高齢者等とその家族に優しい地域づくりを進めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、甲が実施する高齢運転者への認知機能検査及び安全運転サポートカーの普及・啓発、運転免許証の自主返納制度の周知、特殊詐欺等の犯罪被害防止等に関する広報・啓発、行方不明者の捜索及び迷い人保護活動や、乙が広島市高齢者施策推進プランに基づき実施する認知症に関する正しい知識の普及、早期診断・早期対応のための体制整備及び認知症の人と家族等に対する生活支援・地域支援の充実に向けた施策の取組を一層推進し、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携協力して取り組むものとする。

- (1) 認知症施策の実施における協議及び連携体制の構築
- (2) 認知症施策や支援対策、支援を要する認知症高齢者等に関する情報の共有
- (3) 認知症高齢者等の支援に資する啓発活動や研修等への資料提供及び講師派遣
- (4) その他、甲及び乙が本協定の目的を達成するために必要と認める活動

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の実施及び詳細については、甲乙合意の上、決定し、関係法令等に従って運用するものとする。

3 本協定の実効性を確保するため、甲及び乙は以下の活動に取り組むように努めるものとする。

甲：広島市内各警察署との連絡調整及び警察署と連携した諸対策の推進

乙：各区役所及び市内の地域包括支援センター並びに認知症高齢者等の支援に関わる庁内関係課との連絡調整、諸対策に対する助言及び協力要請

4 本協定は、甲及び乙それぞれの業務を制約するものではなく、また、特別な義務や権利を生じさせるものではないことを確認するものとする。

（費用負担）

第3条 本協定に基づく連携事項の実施に当たって必要な経費は、甲及び乙がそれぞれ負担するものとする。

（連携の窓口）

第4条 本協定に基づく連携の窓口は、甲にあつては広島県警察本部生活安全部生活安全総務課及び同交通部交通企画課、乙にあつては広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推

進課とするものとする。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、2020年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

（留意事項）

第7条 本協定に基づく連携事項の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 第2条第1項第2号に掲げる認知症高齢者等に関する情報の共有は、本人又は家族の同意に基づいて行い、甲及び乙は、本協定の目的達成に資する場合に限り、相手方から得た情報を利用すること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）及び広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）を遵守し、プライバシーの保護に配慮すること。
- (3) 本協定に基づく取組は、広島市東区において先行して実施し、その成果や課題を踏まえて、甲乙が協議の上、必要な見直しを行った後、全広島市域で実施すること。

（疑義等に関する決定）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年12月17日

甲 広島市中区基町9番42号
広島県警察本部

広島県警察本部長

石田 勝彦



乙 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市

広島市長

松井 一寛

